

古 職 第 1 3 0 号
令和 8 年 5 月 25 日

古河市特別職報酬等審議会会長 様

古河市長 針 谷 力

古河市特別職等の報酬額について（諮問）

このことについて、古河市特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定に基づいて、下記の事項についての諮問をいたします。

記

1 諮問事項

市議会議員の報酬月額について

2 諮問理由

現在の市議会議員の報酬月額につきましては、平成 17 年 9 月 12 日の古河市合併後の平成 18 年 12 月に当時の報酬等審議会に諮問され、審議、答申された平成 19 年以降、約 20 年近く一度も見直しがされておられません。

市議会議員は、政策決定や執行機関の事務執行の監視及び評価など、重要な議会活動を担っており、高い専門性と独立性を保持した上で公務に臨むことができるよう、職責に見合った適正な報酬が不可欠であります。

しかしながら、現在の報酬は合併当初から据え置かれ、近隣自治体や類似団体と比較して低い報酬となっております。この報酬の低さは、当市においても多様な人材が立候補しにくい状況を生んでおります。そのため、将来にわたり質の高い議会活動を維持し、多様な人材が参画できるよう、その役割や責任に見合った報酬への見直しが必要であり、審議会での適正かつ慎重な審議をお願いいたします。